

## 5 目標の内容と成果を図る指標

**!** 取り組み結果は、成果を図る指標で図ります。

### 基本目標 1 あらゆる分野への男女共同参画の推進

内容	性別にとらわれず、誰もが活躍できる社会の実現を目指し、あらゆる分野の意思決定過程において男女が対等な立場で参画できるよう、様々な取り組みを推進していきます。		
	成果の項目	現状値	目標値(2023年)
1	審議会等の女性委員の参画率	29.7% (2018)	35.0%
2	市職員の管理・監督職(行(1)職員)における女性の割合	17.6% (2018)	20.0%
3	市職員のうち消防吏員に占める女性の割合	2.6% (2018)	4.3%

### 基本目標 2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

内容	性別にとらわれず、誰もが個性と能力を発揮していくため、男女がともに仕事と生活を両立できるような環境づくりに取り組みます。		
	成果の項目	現状値	目標値(2023年)
1	保育所等の待機児童数	0人(2018)	0人
2	放課後児童クラブの待機児童数	0人(2018)	0人
3	介護を必要とする人が安心して暮らしていると思う市民の割合	49.4% (2018)	56.5%

### 基本目標 3 男女共同参画の面から見た心身の健やかな暮らし

内容	仕事や家庭生活を含む長い人生を健やかに生きていくことができるよう、ライフステージや身体的性差に応じた健康支援に取り組みます。		
	成果の項目	現状値	目標値(2023年)
1	女性の乳がん検診受診率	19.5% (2017)	28.5%
2	女性の子宮がん(頸部)検診受診率	16.3% (2017)	22.3%
3	肺がん検診受診率	20.2% (2017)	29.2%
4	自ら健康づくりに取り組んでいる市民の割合	62.9% (2016)	70.0%

### 基本目標 4 誰もが尊重される社会づくり

内容	性別や国籍、年齢に関わりなく、多様な個性を認め合い自立できる社会を目指し、男女共同参画の視点に立った意識の醸成や支援に取り組みます。		
	成果の項目	現状値	目標値(2023年)
1	社会全体を通して男女が平等だと感じる市民の割合	21.9% (2017)	28.0%
2	男女とも仕事をし、家事や育児も分ちあうのがよいと思う市民の割合	70.4% (2017)	76.0%
3	多文化共生・国際交流が行われていると思う市民の割合	22.3% (2016)	29.5%

※具体的な取り組み内容については、実施計画を別に定め、取り組んでまいります。



第3次やまと男女共同参画プラン ダイジェスト版  
 発行年月 2019(平成31)年3月  
 編集・発行 大和市文化スポーツ部 国際・男女共同参画課  
 〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1  
 電話 046-260-5164 URL: <http://www.city.yamato.lg.jp>

# 第3次やまと男女共同参画プラン

## <ダイジェスト版>

性別にとらわれず、だれもが、  
 様々な場面で個性と能力を  
 発揮することのできる社会へ



### 1 趣旨

大和市では、男女共同参画社会の実現を目指すため、2012年に「第2次やまと男女共同参画プラン」を策定し、その推進を図ってきました。

しかし、現在においても、妊娠・出産・育児・介護のために離職せざるを得ない女性は多く、なかなか改善されない男性の長時間労働は男性の家庭参画を阻んでいるなどの状況が続いています。これらの主な原因として、男女に関する固定的な差別意識や役割分担意識、男性を中心とした労働があることが考えられます。

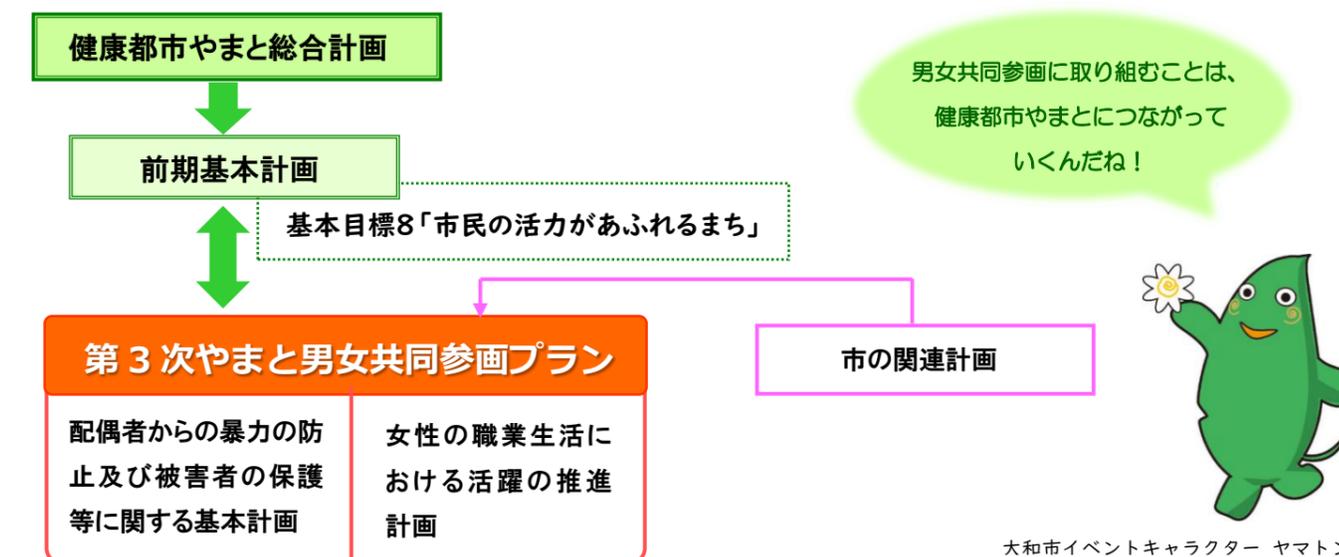
こうした社会情勢の中、「第2次やまと男女共同参画プラン」の計画期間が終了することから、新たな課題解決において「第3次やまと男女共同参画プラン」を策定します。

### 2 計画期間

2019年度～2023年度の5年間

### 3 位置づけ

- ・市の「健康都市やまと総合計画」を上位計画とし、策定及び推進に当たっては市の関連計画との整合性を図ります。
- ・男女共同参画社会基本法に規定された本市の基本的な計画です
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく市町村基本計画です。
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画として新たに位置付けます。
- ・国の第4次男女共同参画基本計画や県のかながわ男女共同参画推進プラン(第4次)の内容を踏まえた計画です。



大和市イベントキャラクター ヤマトン

男女の性別を起因とする社会の課題の解決に向けて、基本理念のもとに4つの基本目標を定め、施策に取り組みます。

<基本理念>

性別にとらわれず、だれもが、様々な場面で個性と能力を発揮することのできる社会へ

<基本目標>

1 あらゆる分野への男女共同参画の推進

2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

3 男女共同参画の面から見た心身の健やかな暮らし

4 誰もが尊重される社会づくり

<個別目標>

(1) 意思決定過程への女性の参画の促進

(2) 女性活躍の推進  
※①女性活躍推進計画

(1) 仕事と生活を両立するための労働環境づくり

(2) 男女ともに子育て・介護のできる環境づくり

(1) 生涯を通じた心身の健康支援

(2) DV（ドメスティック・バイオレンス）の根絶  
※②配偶者暴力防止基本計画

(1) お互いを尊重し合う意識の醸成

(2) すべて的人が自立して暮らせる地域社会づくり

<施策>

①意思決定過程への女性の登用の促進  
②各分野への女性の参画の啓発

①女性の就労支援  
②ワーク・ライフ・バランスの啓発（再掲）  
③子育て・介護支援の充実（再掲）

①ワーク・ライフ・バランスの啓発  
②市の取り組み

①子育て・介護支援の充実  
②男性の家庭生活への参画促進

①男女の健康に対する支援  
②性の尊重への理解促進

①DV防止に向けた啓発活動  
②DV被害者に対する支援

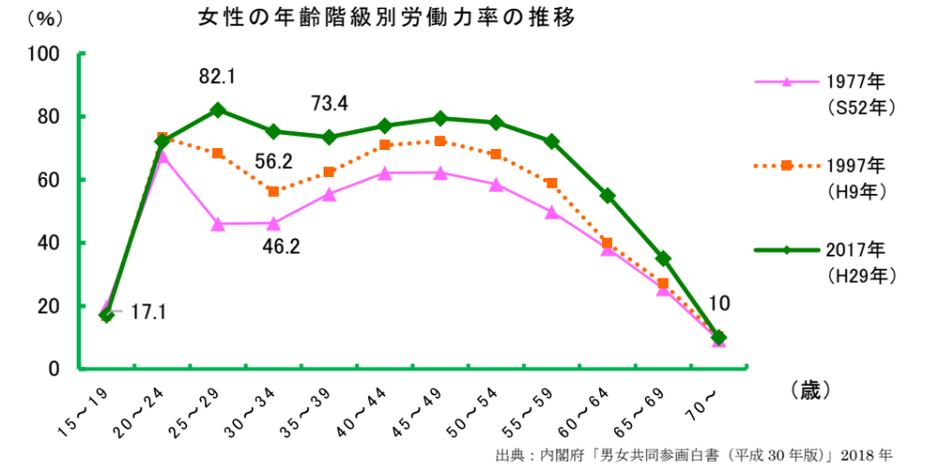
①固定的性別役割分担意識の解消に向けての啓発  
②教育における男女共同参画の推進  
③人権意識の向上

①生活上困難に直面する人への自立支援  
②外国人市民が共に暮らせるための支援  
③地域活動・市民との協働の推進

※①女性活躍推進計画：「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画  
※②配偶者暴力防止基本計画：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画

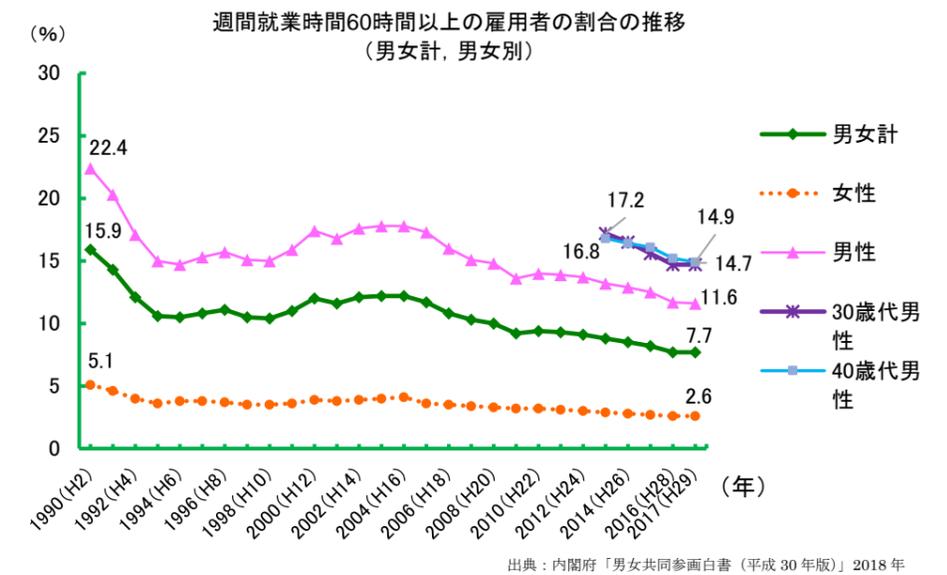
女性の活躍の状況は？

女性の労働率は最近10年間で上昇したものの、出産・子育て期にあたる30歳代で低下し、その後の再就職で上昇するM字のカーブを描いています。



男女の労働の状況は？

週間の就業時間が60時間以上の雇用者の状況を見ていくと、子育て期にあたる30、40歳代の男性の割合が女性や他の年代に比べて高くなっています。



コラム ～男女共同参画社会とは？～

\*男女共同参画社会を目指すための考え方

男女共同参画社会とは、1999年に施行された男女共同参画社会基本法第2条において次のように定義されています。

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

我が国では、この法律が施行されてから男女があらゆる場面で公平になるように様々な取り組みが進められ、誰もが暮らしやすい社会を目指してきました。

\*男女共同参画社会を目指すための道のり

男女共同参画社会を目指すということは、このようなことになります。

- ・「男性・女性はこうあるべき」という考え方やイメージによって、個人の行動や考え方、生き方が制限される状況をなくしていく
- ・男女が対等なパートナーとしてお互いに尊重しあうようになる
- ・性別によって選択肢が左右されなくなり、だれもが個性や能力を発揮できる社会へ



この目標達成に向けて、男性・女性に対する固定的な概念の解消を目指すと共に、固定的な概念が未だにある社会の仕組みを見直し、改善に取り組むことが必要です。

そして、社会のあらゆる場面において男女の公平性が保たれていない場面を解消していくことが、男女共同参画社会を目指すための道のりなのです。

